小野町防災行政無線戸別受信機貸与協定書

　小野町防災行政無線戸別受信機について、小野町を甲とし、貸与を受ける者を乙として、その取り扱いについて次のとおり協定する。

（戸別受信機の貸与等）

第１条　小野町防災行政無線戸別受信機に関する要綱（以下「要綱」という。）第６条第１項の規定により甲が乙に対し戸別受信機を貸与するものとする。

２　前項の規定により貸与する戸別受信機の機器の設置費用については甲が負担し、保守管理費を除く通常要する経費（電気料、電池代、移転費用等）については、乙が負担するものとする。

第２条　要綱第６条第２項の規定により、乙の故障又は過失により破損又は故障が生じた場合の修理に要する経費は乙が負担するものとする。

２　前項の規定以外の破損及び故障が生じた場合の修理に要する経費は甲が負担するものとする。

第３条　要綱第５条の規定に該当した場合、乙は甲に戸別受信機を返還しなければならない。

（協議事項）

第４条　要綱及びこの協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の書として、本書２通を作成し甲、乙記名捺印の上それぞれ１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　　小野町大字小野新町字舘廻９２番地

小　野　町　長　　　　　　　　　　　印

乙　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印